

第4章 部門別構想

- 1 土地利用の方針
- 2 市街地整備の方針
- 3 道路・公共交通整備の方針
- 4 公園・緑地整備の方針
- 5 下水道・河川・水路整備の方針
- 6 その他都市施設整備の方針
- 7 都市防災の方針
- 8 景観整備の方針

1 土地利用の方針

基本的な考え方

本市は、限られた平坦地を有効に利用し、水と緑の自然環境を活かしながら、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めます。そのため、市街地では都市機能の向上を目指し、産業、教育、医療・福祉、住宅等、複合的な機能を持つ市街地形成を図ります。

一方、小規模な工場と住宅が混在する地域、幹線道路の沿道等で土地利用の混在化が進む地域等、それぞれの地域の特性と課題に応じた決め細やかな対応により、計画的な土地利用の推進を図ります。

■低層戸建て住宅地

【第一種低層住居専用地域】

- ・法能地区西部の低層住宅地では、区画道路の整備や行き止まり道路の解消、公園整備等の基盤整備を推進するとともに、良好な住環境形成を図るため、住民ニーズを踏まえ必要に応じて地区計画・建築協定等の導入を検討します。
- ・土地利用が混在している地域では、用途地域の見直しを検討します。

■一般住宅地

【第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域(特別工業地区を除く地域)】

- ・既存の住宅地では、用途地域の適正な運用、適正な開発誘導等により、土地利用の整序を推進します。また、住民ニーズを踏まえ必要に応じて地区計画・建築協定等の導入を検討します。
- ・駅周辺や商業・業務地の周辺等、利便性が高く高度利用が望まれる地区においては、地域生活拠点として低中層の商業・業務施設や良質な集合住宅等居住誘導を図ります。

■住工協調型住宅地

【特別工業地区】

- ・特別工業地区指定を維持し、周辺の既成市街地と調和を図りながら、地場産業の振興を図ります。

■集落地

【用途地域外で既存の住宅地が形成された地域】

- ・用途地域縁辺の集落地では、主要な生活道路や公園等の都市基盤整備を推進し、良好な住環境の形成に努めます。
- ・水・緑に恵まれた田園集落地では、現在の良好な田園の集落景観や環境を維持しながら、必要に応じて生活道路等の生活基盤の整備を図り、集落の住環境を改善するとともに、地域の中心的集落周辺へ、地域コミュニティセンター等の公的施設や店舗等の身近な生活サービス施設の立地維持と集積を図ります。

<p>商業系</p>	<p>■商業・業務地 【商業地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷村町駅周辺では、商店街を中心に行政施設や文化施設が集積しているため、都市機能をコンパクトに集約した商業・業務地として機能強化を図ります。 ・都留文科大学前駅周辺では、商業・業務サービス施設の集積を図り、都留文科大学の立地を活かした新しい商業・業務地区としての機能強化を図ります。 <p>■沿道型サービス商業・業務地 【第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 139 号や国道 139 号都留バイパス沿いには、沿道型の商業・業務サービス施設が立地しており、用途地域の指定や景観条例により良好な住環境を損なわないよう適正な沿道土地利用とまちなみの誘導を図ります。
<p>工業系</p>	<p>■工業地 【準工業地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法能地区では、計画的な面整備の推進により道路等の都市基盤が整った、工業地の形成を推進します。 ・井倉地区をはじめとする既存の工業地は、工業環境を維持するとともに更なる集積を図ります。 <p>■新工業地 【厚原牛石地区・与縄地区等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留 IC のフル規格開設に伴い、利便性が増した厚原牛石地区等では、工業団地としての基盤整備について、所有者の意向調査結果等を踏まえ、営農ゾーンと産業振興ゾーンに区分し、土地利用のゾーニングを実施した上で、工業系用地への土地利用転換を推進します。 ・与縄地区においては、廃河川敷処理に併せた工業団地の形成により、工業系用途地域への編入を検討します。 <p>■その他工業地 【用途地域外の工業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域に隣接する地域に立地する既存の工業地は、周辺環境と調和を図りながら、工業環境を維持します。

■農地

【大原や夏狩、十日市場の一団の優良農地・市街地周辺の農地】

- ・大原や夏狩・十日市場にある10ha以上の一団の農地は優良農地として開発を抑制し、県営中山間地域総合整備事業の実施により、営農基盤の整備を推進することで、農業振興を図ります。また、つる観光戦略の中で観光エリアとして設定された「道の駅つる周辺エリア」については、田園風景とリニア実験線施設、都留市尾県郷土資料館や寺社等が混在する、歴史や文化を伝える魅力的なエリアでもあるため、その維持と保全に努める中で、自然観光地としての活用を検討します。
- ・都留IC周辺をはじめ、市街地周辺の農地については、農業振興と都市開発との適切な調和を図りながら、限られた土地を有効活用できるよう土地利用の調整を図ります。

■公園・緑地

【都市公園・大規模な緑地】

- ・子どもから高齢者までが楽しめるインクルーシブな公園整備として、都留市総合運動公園内の低未利用地を生涯活躍のまち・つる事業と一体的に整備します。
- ・既存の都市公園、親水整備された河川敷等については、住民と協働して清掃や花壇の手入れ等の日常的な維持管理に努めます。
- ・公園・緑地の充実を図るため、旧谷村団地跡地の公園整備や新たなポケットパーク整備、井倉広場等の広場及び児童遊園を都市公園としての位置づけを検討していきます。
- ・都留市総合運動公園及び楽山公園等の公共施設は、公園の再整備や住民の緑化活動により、積極的に緑化を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

■レクリエーション地

【ゴルフ場・大規模なレクリエーション地】

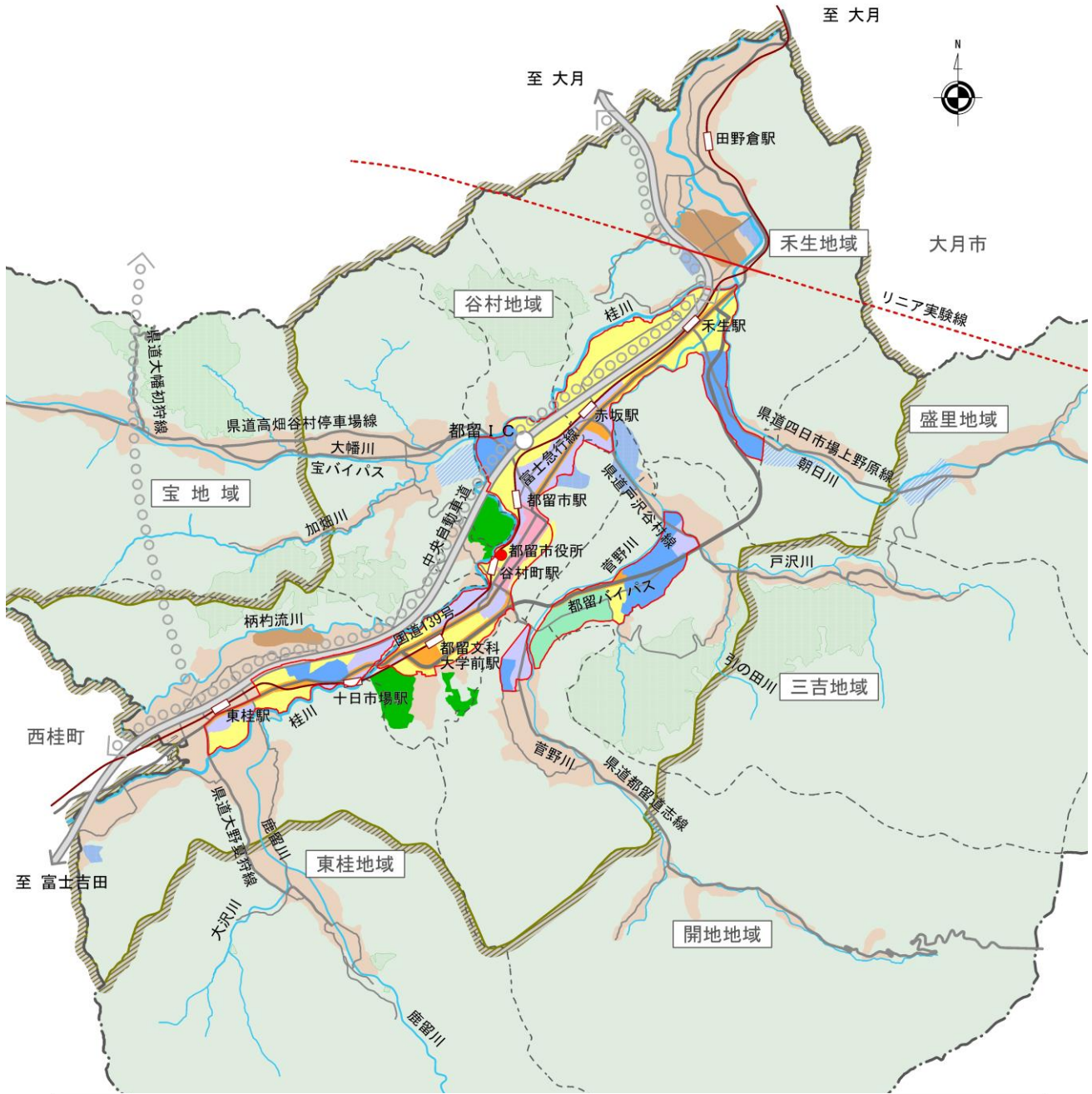
- ・市内に数箇所あるゴルフ場、都留市宝の山ふれあいの里、都留戸沢の森和みの里等をレクリエーション地として、「つる観光戦略」に基づき、市内及び広域観光の拠点として積極的に活用します。

■保全緑地・山岳・山地

【上記で設定された土地利用以外の山岳・山地】

- ・市域の8割以上を占める緑地や山岳・山地は、森林経営管理制度に基づく、適切な森林施業を実施していくことで、水源涵養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全等の森林の持つ公益的機能が十分に発揮される環境づくりを推進します。
- ・自然レクリエーション活用推進のため、登山道、ハイキングコースの整備・充実を図ります。

●土地利用の方針図



凡 例			
低層戸建て住宅地	集落地	自動車専用道路	都市計画区域
一般住宅地	新工業地	主要幹線道路	行政界
住工協調型住宅地	その他の工業地	幹線道路	地域界
商業・業務地	農地	その他の主要な道路	
沿道型サービス 商業・業務地	公園・緑地	道路（構想）	
工業地	レクリエーション地	鉄道	
	保全緑地・山林	河川	



2 市街地整備の方針

基本的な考え方

良好な住宅の確保や住環境の形成を目指し、適正な土地利用を誘導していきます。民間の住宅地開発を適正に誘導するための開発指導や土地区画整理事業等の基盤整備を行い、無秩序な住宅地開発を抑制します。

一般公営住宅については、市営住宅が11団地632戸(緑町団地を除く)、県営住宅が5団地220戸計852戸供給され、市内総世帯数に占める公営住宅の割合は6.1%となっています。「都留市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、予防保全型の維持管理に努めるとともに統廃合や用途廃止を含めた公営住宅の適正配置を進めていきます。

居住環境

■まちなか居住の推進

- ・用途地域内については市街化を促進するとともに、用途地域の指定がない地域については宅地化をできるだけ抑制し、まちなかを中心とする用途地域内への居住誘導を図ります。
- ・既成市街地では、木造密集家屋の建替えや共同化、不燃化を促進します。
- ・空き家の活用やシェアハウス、リノベーション等により、既存ストックを活用した空き家・共同住宅の改修、小規模で柔軟な土地区画整理事業等、まちなか居住のあり方の研究や支援を推進します。

■市営住宅の維持管理

- ・「都留市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した団地の修繕・改築を推進するとともに、統廃合や用途廃止を含めた公営住宅の適正配置に努めます。
- ・改築に際しては、高齢者や障がい者に配慮した市営住宅の供給を推進します。

■ルールに基づく質の高いまちづくりの推進

- ・用途地域内については、地区計画制度、建築協定等、法に基づく質の高いまちづくりルールの導入を検討します。
- ・まちづくり協定、緑の協定等、法に頼らない住民間で交わすルールの導入を検討します。
- ・地域地区単位のまちづくり組織の立ち上げを検討します。
- ・緑化運動、清掃美化運動等、市民のまちづくり活動支援を推進します。
- ・良好な宅地供給を促進していくための「都留市開発行為指導要綱」について、社会情勢等を踏まえながら、適宜見直しを行います。

■誰もが快適に暮らせるまちづくり

- ・「都留市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが使いやすいというユニバーサルデザインの考え方によって、公共的な施設、住宅等の整備・改修を推進します。
- ・「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく主要な民間建築物のバリアフリー化を誘導します。
- ・高齢者の共同生活ができるサービス付き高齢者向け住宅や、世代を超えた人達と共同生活ができるコレクティブハウス※等、住宅建設やその維持を支援します。
- ・高齢者や障がい者が住みやすい住宅とするための改修について、各種制度の活用と相談サービスの充実を推進します。



公営住宅長寿命化



ゆいまーる都留

※コレクティブハウス⇨それぞれが独立した専用の住居とみんなで使ういくつかの共用スペースを持ち、生活の一部を共同化する合理的な住まい

3 道路・公共交通整備の方針

基本的な考え方

国道 139 号に集中する道路交通形態による混雑や環境への悪影響を解消するため、国道、県道、都市計画道路、生活道路等、それぞれの機能分担を明確にした整備を進め、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

交通が集中する国道 139 号に併走する中央自動車道の側道整備等、幹線道路の整備促進を図るとともに、市街地においては、バイパスや迂回ルート of 整備によって、通過交通と市街地内への交通を適切に分離します。

都市計画道路は、社会経済が大きく変化し、国、県、市とも財政的に厳しい状況の中で、より効率的な事業の推進を図ることが必要となっています。現在計画決定している 22,980mのうち、供用されている路線は 43.9%となっており、長期未着手路線については、計画の見直しを検討します。

長期的には谷沿いの各集落間をつなぐルートの確保に努めるとともに、大月市(中心部、初狩)、西桂町、道志村等、近隣市町村との連携を広域的に強化していきます。

生活道路については、幹線道路とのアクセス向上を図ります。また、歩行者の視点で安全な道づくりを考えるとともに、防災上の安全確保を図ります。特に、学校を中心とした通学路の安全を確保します。

鉄道については、駅前広場空間整備等による利用促進に努めます。バス路線については、必要な交通サービスの見極めを行い、最も効率的な輸送形態を選択していくとともに、予約型乗合タクシーの充実や自家用車有償運送、互助による運送等、地域に適した公共交通システムの導入を検討していきます。

■整備目標

- ・令和 14 年(2032 年)における都市計画道路の整備率を 47.9%とします。

目標項目	基準年 令和 2 年(2020 年)	目標年 令和 14 年(2032 年)
都市計画道路整備率	43.9%	47.9%

(注)整備率とは都市計画決定されている道路の計画延長に対する整備済み延長

■都市計画道路の整備の促進

- ・未整備区画のある都市計画道路の整備を促進します。
- ・(都)四日市場古川渡線の整備を推進します。

都市計画道路	<p>■都市計画道路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)横町天神通り線は、国道 139 号都留バイパスの供用開始に伴い重要度が軽減したため、計画の見直しを検討します。また、(都)横町天神通り線と連結する(都)谷村町前駅通り線、(都)学校通り線及び(都)横町通り線についても、計画の見直しを検討します。 ・(都)谷村本通り線は谷村地域の交通改善のため、その路線位置(起終点等)について見直しを検討します。 ・その他の都市計画道路についても、幹線道路等の整備状況を踏まえ全面的な見直しを行います。
幹線道路網	<p>■主要幹線道路の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 139 号都留バイパスの見直しに伴う国道 139 号都留バイパス～大月 IC、東桂地域～宝地域を連絡する新たな道路軸等を検討します。 <p>■幹線道路の整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通が集中する国道 139 号に併走する中央自動車道側道の整備を促進します。 ・県道都留道志線の新道坂トンネルの整備を促進します。 ・県道大幡初狩線の拡幅、線形改良を促進します。 ・県道四日市場上野原線、県道戸沢谷村線、県道高畑谷村停車場線の拡幅整備を促進します。 ・県道大野夏狩線の拡幅、線形改良等を検討します。 ・主要幹線道路と幹線道路との交差点部分の改修を促進します。
安全・快適な道路環境	<p>■生活道路の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な通学路や生活道路について、安全な歩行帯の確保やハンプの設置等の歩車共存化方策を検討し、安全性の確保を推進します。 <p>■遊歩道、散策路等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングトレイル等の歴史・文化資源を歩いて巡ることのできる散策路や遊歩道のルート充実、維持管理を図ります。 ・つるさんぼとの連携を図りながら、俳句や花等、テーマ性をもった散策ルートの充実、維持管理を図ります。 ・都留アルプストレイルコース等の、ハイキングコースの充実とその維持管理に努めます。 <p>■橋梁の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都留市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕により、橋梁の耐震補強、車両大型化対策を推進します。 <p>■効率的で経済的な舗装の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事後保全型での対応から、予防保全型の維持・修繕を実施することにより、市民への安全性・信頼度を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

安全・快適な道路環境	<p>■安全・快適な道路環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な歩行者ルート、通学路等の交通安全対策を推進します。 ・市街地をはじめ、観光地や駅周辺において、案内板等のサイン整備、道路美装を推進し、楽しく歩ける道路づくりを図ります。 ・危険性の高い交差点の改良、既存踏切の改善等、安全性確保のための整備を推進します。 ・市街地や散策路沿いに設置された、高齢者等が一休みできるベンチ設置が可能なポケットパークの充実や、歩道や車道へのパークレット※の設置に努めます。
駐車場や休憩施設	<p>■駐車場の整備と休憩施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅つる」においては、来訪者・観光客に対応する休憩施設の充実とともに、地域創生の拠点となる情報発信機能、防災機能等の充実を図ります。 ・東桂地域コミュニティセンターの建替えに併せ、十日市場・夏狩湧水群等の観光客向け駐車場、トイレの整備を進めます。
公共交通施設	<p>■鉄道利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の鉄道利用を促すとともに、駅舎・ホーム等の改良整備、運行回数の維持・増強を関係機関と検討します。 <p>■駅前空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺について、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。 ・富士急行線の各駅前に、休憩施設の設置を推進し、駐輪場や駐車スペースの利便性を高める等、地域の玄関口として整備します。 <p>■鉄道以外の公共交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在運行している公共交通(路線バス・市内循環バス・予約型乗合タクシー)に加え、自家用車有償運送や互助による運送、自動運転、AI による運行管理等のスマートモビリティ、MaaS等の地域に適した新たな公共交通システムの導入の検討に併せ、公共交通網の見直しを検討していきます。 <p>■新交通の可能性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア山梨県駅との交流も含め、リニア実験線を活用したリニア中央新幹線の実現と保守基地等の整備を促進します。



都留文科大学前駅



市内循環バス

※パークレットは車道の一部を転用して作られた歩行者のための空間

4 公園・緑地整備の方針

基本的な考え方

本市においては、市街地に隣接して大規模な公園を有する等、公園の整備水準は高いものの、より一層の公園・緑地の充実が望まれています。

市民の憩いの場となる既存の都市公園の保全に努め、適切な維持管理を継続するとともに、公園の分布が地域により偏ることのないように、誘致圏等に基づき公園の新規整備を推進します。

整備にあたっては、まちなかの広場や公園を積極的に確保し、歴史的背景の顕在化や防災拠点としての整備、自然の活用等、それぞれの立地特性を活かした特徴的な公園として整備します。

市街地及び市街地に近接する場所では、児童遊園等の既存の緑地、遊休地、河川敷等を積極的に活用したり、まちなかの隙間を利用してポケットパークを創出する等、子どもが自由に遊んだり、地域の交流拠点となる公園整備を進めます。また、公園整備にあたって、市街地の自然環境を保全する視点から、既存の自然との一体的な整備や緑の連携による整備を図ります。

■都市公園の整備目標

- 令和14年(2032年)における市民一人当たりの都市公園の整備目標を8.8m²/人とします。

整備水準の目標	基準年 令和2年(2020年)	目標年 令和14年(2032年)
市民一人当たりの都市公園の目標水準	7.1m ² /人	8.8m ² /人

■都市公園の整備と維持管理

- 都留市総合運動公園については、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として、子育て世代が利用できる大型遊具の設置等により充実を図るとともに、災害時の緊急避難場所や救援活動等の被害復興拠点としての整備を推進し、公園の質的充実に努めます。
- 「公園施設長寿命化計画」に基づき予防保全的な補修を推進する等、既存の都市公園の適切な維持管理に努めます。
- 宅地化が進行している地区においては、良好な住宅地の形成を目指し、先行的に街区公園の計画的な配置を進め、整備に努めます。
- 既成市街地に、市街地内の貴重な緑のオープンスペースとなり、災害時の延焼防止や緊急避難場所ともなる街区公園等の都市公園の確保を検討します。
- 旧谷村団地跡地の公園整備や新たなポケットパーク整備、井倉広場等の広場及び児童遊園を街区公園と位置づけ、都市公園としての整備を推進します。
- 法能の菅野川沿いについて風致公園としての整備のあり方を検討します。

公園・緑地	<p>■児童遊園等の身近な公園・緑地の整備と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休地等を利活用した子どもが遊べる身近な環境(広場)づくりを推進します。 ・身近な公園・緑地の維持管理については、アダプト制度等による自治会等との協働管理や指定管理者制度による維持管理を、各地域の実情に合わせて検討し推進していきます。 ・ポケットパークの花壇づくりへの支援を継続し、子どもが安心して遊ぶことができ、地域の交流の場、高齢者が一休みできる場としても活用できるような、誰にでも親しまれるポケットパークの育成を推進します。 ・市街地周辺における公園整備にあたっては、身近な場所で自然とふれあえる公園や多目的に利用できる芝生等、特色ある公園・緑地の整備を推進します。
市街地及び周辺の自然	<p>■市街地及び周辺の自然の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市総合運動公園、楽山公園及び楽山風致公園においては、都留文科大学地域交流研究センターのフィールドミュージアム構想と連携を図り、桜や紫陽花の植樹による名所づくりを進める等、積極的に緑化を推進します。 ・勝山城跡一帯を保全・活用するため、既設のフットパス※ルート[※]の維持管理及び充実を推進し、観光ルートやレンタサイクルコースとの連携を図るとともに、更なるアクセスルートの整備を検討します。 ・古くから地域のランドマークとして、大切に守られてきた寺社の大木や古木、鎮守の森等の緑を保全活用します。 ・道路整備に併せたポケットパークへの植栽、学校等の既存施設の緑化及びビオトープの整備等、多様な生物が移動し生息できる環境づくりを推進します。 ・点在している遊休農地については、貸し農園や体験農園等の農地活用を検討し、良好な住環境づくりを検討します。 ・市民や地域のグループによる緑化活動の促進と支援を、今後も継続的に推進します。 ・公園緑地や水辺空間の整備にあたっては、計画段階から市民参加を得る等、市民との協働に努めます。



二ノ側公園



楽山公園(紫陽花)

※フットパス[※] 森林や田園地帯、古いまちなみ等、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小道

5 下水道・河川・水路等整備の方針

基本的な考え方

下水道については、整備の長期化が予想されるため、全体計画区域及び事業認可区域を適宜見直しながら、効率的な公共下水道の整備を推進します。計画区域外においては、農業集落排水施設や合併処理浄化槽等、各地域の地形や湧水等の自然条件に配慮した処理施設を検討し整備を進めます。

一級河川については、総合的な河川整備計画に基づき、流域の開発に対応した河川の整備を促進します。

生活に密接に結びついている身近な河川を中心として、水の保全、河川環境の保全と整備、親水空間の整備を進め、日常的に自然に親しみ、自然と協調する意識を育む環境づくりに努めます。

■整備目標

- ・下水道や合併処理浄化槽等による生活排水処理施設の整備目標は、令和14年(2032年)において、生活排水クリーン処理率62.1%とします。

種別	基準年 令和2年(2020年)	目標年 令和14年(2032年)
下水道普及率	28.8%	30.2%
合併処理浄化槽設置率	25.9%	31.9%
生活排水クリーン処理率	54.7%	62.1%

下水道

■公共下水道の整備

- ・下水道は、「都留市污水处理施設整備構想」を基に、面的開発や集合住宅建設に併せた効率的な整備を図るとともに、供用区域内の未接続の解消を図ります。

■合併処理浄化槽等の普及促進

- ・公共下水道と並行して、農業集落排水施設導入の検討や、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化を進め、生活排水クリーン処理率の向上を図ります。

■河川・水路等の整備の推進

- ・準用河川については、防火用水としての役割もあるため、計画的、集中的に改修を図ります。
- ・一級河川については、防災上の観点から、安全性の維持のため整備を促進します。

■生態系や自然に配慮した河川の整備

- ・溪流や滝等、多彩な表情をみせる河川や河川敷の空間を利用して、自然との調和を考慮しつつ、水辺へのアプローチや散策路、休憩スポット等の、子どもから大人までが水と遊び親しめる親水空間の形成促進に努めます。
- ・河川の整備に当たっては、従来のコンクリート擁壁・ブロック積み等の環境になじみにくい形ではなく、多自然型工法等により生態系や景観に配慮した親水性の高い整備に努めます。
- ・親水空間の整備に当たっては、小学校、周辺地域、市民活動団体等と連携を図り、計画段階からの住民参加を促進し、整備後は日常の清掃等を担ってもらう等、協働による維持管理を目指します。
- ・水辺を利用した連続性のある遊歩道整備の充実と維持管理に努めます。



家中川親水空間

6 その他都市施設整備の方針

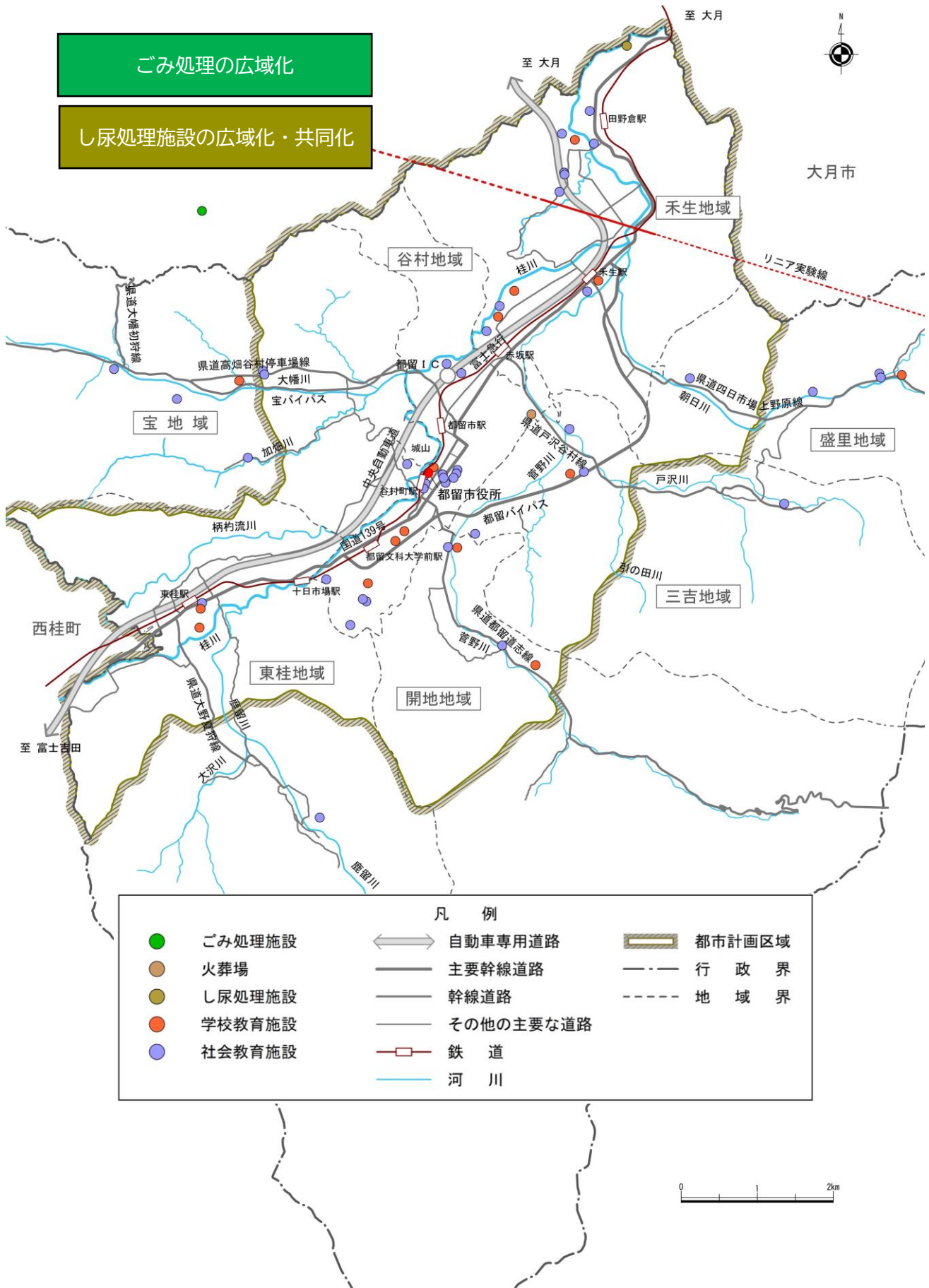
基本的な考え方

一般廃棄物処理施設については、環境対応を進めるとともに、住民の協力のもと資源ゴミのリサイクル等によるゴミの減量化を推進するとともに、施設の維持管理に努めます。また、ゴミの減量化のため生ゴミを堆肥化し、その肥料で育てた農作物を地域で消費する「食の循環」システムの構築に努めます。

身近な生活に関わる都市施設については、各地域の生活圏を想定しつつ、バランスのとれた都市施設の整備を図るとともに、既存の公共施設を有効に活用し、建物利用の転換や共同化、集約化を推進し、効率の良い都市施設整備を進めます。

供給処理施設	<p>■ゴミ処理施設等の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザとゴミ処理施設が併設する一般廃棄物処理施設「まるたの森クリーンセンター」の適切な維持管理に努めます。 <p>■ゴミ処理の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県ごみ処理広域化計画」をもとにゴミ処理の広域化を進め、関係 12 市町村で構成された「富士・東部広域環境事務組合」とともに、ゴミ処理施設の集約を図ります。 <p>■し尿処理施設の広域化・共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県汚水処理事業の広域化・共同化」計画に基づき、本市・大月市・上野原市のし尿処理施設の広域化・共同化の推進を図ります。 <p>■火葬場の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市火葬場「ゆうきゅうの丘つる」の適切な維持管理に努めます。
教育文化施設	<p>■学校教育施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の適切な維持管理を行うとともに、地域の緊急避難場所としての施設の充実を図ります。 ・幅広い障がい児教育を進めるため学校施設・設備の改善を推進します。 ・児童生徒の減少に伴う空き教室の活用を推進するとともに、学校の適正規模・適正配置を勘案しながら、今後の在り方について検討します。 ・セーフコミュニティ活動を市内小中学校で実践し、児童生徒自らが主体となり事故やけが（いじめ、暴力）を予防する取り組みをすることによって、ISS（インターナショナルセーフスクール）の国際認証を取得し、より安全で健やかな学校づくりを推進します。 ・「生涯活躍のまち・つる」複合型居住プロジェクトで掲げる、全世代・多文化共生を実現するため、都留文科大学の施設整備を推進します。 <p>■社会教育施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市まちづくり交流センターや都留市ふるさと会館、ミュージアム都留、県から譲与を受けたびゅあ富士、スポーツ施設等の社会教育施設において、必要に応じて施設・設備を更新し充実を図ります。 ・高齢化社会に対応した社会教育施設のバリアフリー化を推進します。

●その他都市施設整備の方針図



7 都市防災の方針

基本的な考え方

南海トラフ地震や藤の木愛川断層地震等の地震や水害等の災害に対して、防災及び減災の視点から都市づくりを進め、災害に強いまちづくりを進めます。

安全な避難路や緊急避難場所となるオープンスペース等を確保するとともに、建築物の倒壊や火災による延焼を防止するため、家屋等の耐震化・不燃化を促進します。

また、災害時の迅速な避難行動や緊急輸送を円滑に行える、国道、県道及び都市計画道路等の幹線道路の整備とネットワーク化を図ります。

橋梁等のインフラや上下水道等のライフラインの耐震化を進め、減災を図るとともに、日頃より避難経路や緊急避難場所・避難所、心構え等を周知し、地域における自助・共助の避難体制を整えます。

ハード対策

■防災拠点の機能強化・充実

- ・都留市役所、都留市立病院、都留市総合運動公園の3箇所を防災上の拠点として位置づけ、都留市役所を災害対策本部として、市立病院を地域災害拠点病院として、都留市総合運動公園を宿营地、場外離着陸場、仮設住宅建設地として運営するための、各拠点の機能強化を図ります。
- ・富士山噴火による溶岩流の影響可能性マップ等を基に、富士山噴火を想定した新たな防災拠点の整備について検討します。
- ・市内の小中学校、地域コミュニティセンター等で、通信機能等の関連設備の整備や防災資機材の充実を図るとともに、太陽光発電や蓄電池による再生可能エネルギーによる電源確保についても検討し、避難所としての機能を強化します。
- ・災害時の孤立集落へ対応する、臨時防災ヘリポートの配置を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域内の避難所については、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等を実施し、土砂災害特別警戒区域の解消により、安全性の向上を図ります。

■防災関連公共施設の改善・整備

- ・避難所となる公共施設の耐震改修や耐震・耐火構造建物への改築等を推進し、安全性の強化を図ります。
- ・上下水道等のライフラインの耐震化等を進め、災害時の機能維持及び早期復旧に備えます。
- ・耐震性貯水槽や消火栓等を計画的に整備し、消防水利の充実を図ります。
- ・地域の実情に合わせたデジタル防災無線の改善を図り、災害時の通信ネットワークの強化を図ります。
- ・身近な防災活動の場となる公園・広場といったオープンスペースの確保を図ります。



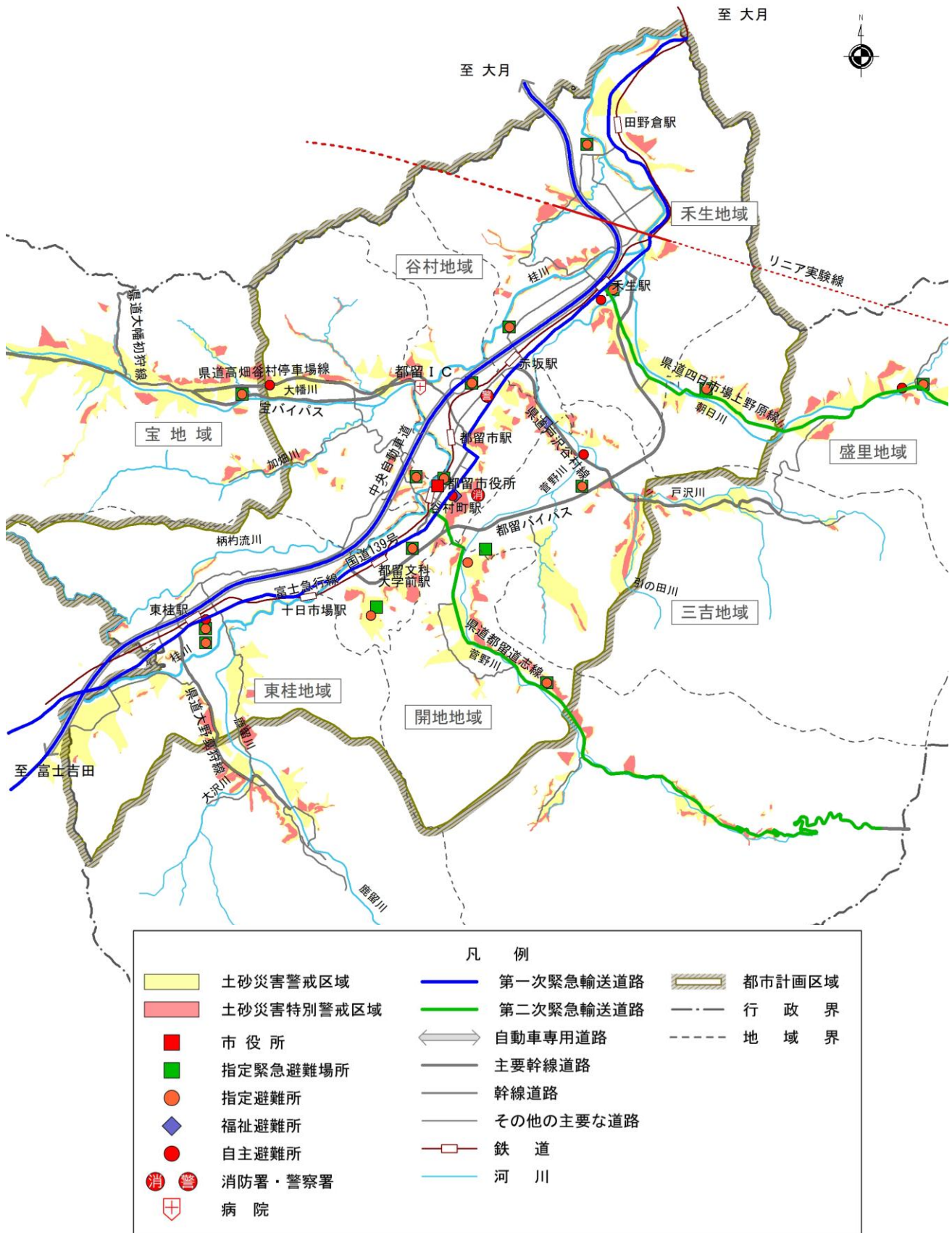
砂防堰堤工事



オープンスペース(都留市駅裏)

<p>ハード対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 密集市街地の環境改善 <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路、行き止まり道路の改善を図ります。 ・老朽建築物の建替え、建物の不燃化を促進します。 ・一般住宅の耐震診断を進め、建替え、耐震改修を促進します。 ・適切に管理されていない空き家の除却を促進します。 ・火災による延焼被害を防止するため、市街地内での公園やポケットパーク等のオープンスペースの確保に努めます。 ■ 避難路、防災道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会による地区防災計画に基づく避難路の見直し等により、地域のきめ細やかな実態に応じた避難路の設定と整備を推進し、安全な避難ルートを確認します。 ・避難路となる幹線道路や主要な生活道路の拡幅整備等を促進します。 ・緊急輸送道路に指定されている、国道や県道の整備を促進します。 ■ 山岳・山地・河川の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・山岳・山地の適切な管理を推進し、山岳・山地が有する保水機能の維持・向上を図り、土砂災害や雨水の流出防止を目指します。 ・一級河川朝日川等の河川改修を促進し、災害の発生防止・軽減を図ります。 ・台風等の降雨による浸水被害を解消するため、中小河川や水路等の適切な管理により排水能力の維持を図るとともに、雨水浸透枿や雨水浸透側溝の設置に努めます。 ■ 医療・社会福祉施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な高齢者や障がい者を対象とする避難所(福祉避難所)となる、いきいきプラザ都留(都留市保健福祉センター)においては、計画的な修繕を予防保全的に図り、適切な維持管理に努めます。
<p>ソフト対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災体制の強化・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・上記防災拠点と都留市消防本部、大月警察署、医療機関、市内事業所、消防団、自主防災会等との連携を図り、防災ネットワークを推進します。 ・災害時に行政と市民が一体となった対応が図れるよう、リーダーの役割を明確化し、セーフコミュニティの取り組みと連動する自主防災組織の育成に努めます。 ・都留市社会福祉協議会や地域ボランティア、市民活動グループ、自治会等のネットワーク構築を、セーフコミュニティの取り組みと連携しながら促進します。 ・誰一人取り残されることなく避難できるよう、災害弱者の避難行動要支援体制を強化します。 ・ハザードマップ(土砂災害、洪水、富士山)により危険箇所や緊急避難場所・避難所、避難方向等を周知し、心構えを啓発し、避難体制の充実を図ります。 ・軟弱地盤が分布し、地震による地盤の液状化が予測されるエリアを、液状化危険度マップにより周知するとともに、被害の軽減を図る対策を講じるよう促します。

●都市防災の方針図



※東海地震の液状化危険範囲についてはP28、溶岩流避難対象エリアについてはP29のとおりです。

8 景観整備の方針

基本的な考え方

令和3年(2021年)1月に策定した「都留市景観計画」に沿って、5地域(谷村城下町周辺ゾーン、都留文科大学周辺ゾーン、十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン、道の駅つる周辺ゾーン、都留アルプス周辺ゾーン)の景観形成推進ゾーンを、重点的に景観形成を推進していくとともに、本市の恵まれた自然やかつて城下町として栄えた歴史・文化的な遺産を保全し、地域に対する愛着や誇りを一層高められるような景観整備に努めます。

整備に当たっては、各々のエリアの特性に応じた秩序あるまちなみ景観や、地域の成り立ちや営み、自然と共生する集落景観等の質の高い居住環境の形成を図るとともに、河川や水路、森林、史跡や歴史的まちなみ等、都留市が保有する資源や蓄積された歴史・文化等を積極的に活用した、特徴ある景観形成を目指します。

公共施設の整備においては、景観に配慮した統一感のあるサインの設置を推進し、誰もが分かりやすく利用しやすい施設整備を図り、外観についても先導的に地域特性や周辺のまちなみと調和の取れた景観整備に努めます。

また、都留の水と河川は、水辺としての景観要素のみならず、優れた水質の「水」そのものが、市民に愛され、守られてきた大切な資源です。その水資源を大切にするとともに、人々の水に対する意識を高める景観整備の方策を進めます。

その他、近年需要が高まっている太陽光発電等の再生可能エネルギー発電施設については、無秩序な設置により自然景観と眺望景観が阻害されないよう、景観計画等に基づき適切にコントロールします。

■特徴のある景観づくり

市街地

- ・全地域のエントランス的役割を果たすミュージアム都留を、本市の歴史、伝統、文化資産にアプローチする入口として有効活用するとともに、各エリア(谷村城下町周辺、都留文科大学周辺、十日市場・夏狩湧水群周辺、道の駅つる周辺、都留アルプス周辺)において、本市らしさを象徴する特徴ある各々の景観を保全・活用し、交流・おもてなしの景観の充実を目指します。
- ・谷村町駅周辺の市街地においては、谷村城下町のランドマークとして勝山城跡を活用するとともに、黒塀の設置等により勝山城跡と寺町・水路・市街地との連続性を持つ歴史的景観づくりを進め、城下町を醸し出す街なみづくりを推進し、本市の顔にふさわしい城下町の歴史文化を象徴する風格ある景観形成を図ります。
- ・市街地に近接する市街地背景の里山・山岳・山地や桂川沿いの斜面林等の緑を維持・保全、再生するとともに、市街地の緑(街路樹や住宅地の緑等)を連続させ、緑豊かな景観形成を図ります。
- ・各駅前や施設を、まちへの玄関口として、駅舎・駅周辺の修景や来訪者が分かりやすいサインや休憩できる場所を整備する等、地域の景観資源を活用した景観の創出に努め、それぞれの地域の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、駅からまちなかへ来訪者をいざなう魅力ある景観まちづくりを推進します。
- ・ウォーキングトレイルと連携した拠点施設周辺へのベンチやサインの整備、指定文化財への説明板の設置を推進します。

市街地	<p>■美しい街なみづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷村町駅周辺の市街地においては、城下町の歴史文化を継承し、本市の顔となる質の高い景観形成を推進し、整序感あるまちなみ景観や商店街の賑わい景観づくりを目指していくとともに、地区の特性に合わせたよりきめ細やかなルールづくりを住民と協働で行い、先導的な景観まちづくりの取り組みを促進していきます。 ・都留文科大学前駅周辺では、学園都市を象徴する市街地の賑わいと活気ある良好なまちなみ景観の形成を推進していくとともに、住民と協働で先導的な景観まちづくりの取り組みを促進していくことを目指します。 ・道に面した民地の緑や花等、美しいまちなみに寄与する民地の取り組みに対し、景観顕彰制度による表彰や、花壇・生垣の設置等の良好な景観形成に関する助成制度を検討します。 ・近年需要が高まっている太陽光発電等の再生可能エネルギー発電施設の設置について、良好な自然景観、眺望景観の保全の観点から、景観計画等に基づき適切にコントロールします。
公共施設	<p>■公共施設の景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設は、先導的に街なみ形成に寄与することを念頭に、地域特性やまちなみ景観と調和のとれた整備、修景を推進します。 ・公共施設の整備に当たっては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる整備を推進します。 ・公共施設の整備に当たっては、計画段階から市民参加を得る等、市民との協働に努めます。 ・施設整備、修景とあわせて、景観に配慮した統一感のある公共サインや標識、景観資源を紹介するわかりやすいサイン等の整備を推進します。
水と河川	<p>■水と河川の景観軸を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備にあたり、環境になじみにくい従来のコンクリート擁壁ではなく、多自然型工法等の環境・景観に配慮した親水性の高い整備を推進します。 ・家中川と一体的に、寺川、中川を市民に親しめる水辺として修景整備するとともに、水路が巡るまちなみの修景を推進します。 ・桂川、鹿留川、柄杓流川の緑の連続性を維持管理するとともに、田原の滝、蒼竜峡、おなん淵等の景勝地、これらを望む橋梁、駒橋発電所落合水路橋等のランドマークを、河川景観のシンボリックな景観要素として保全・修景・活用を図ります。 ・十日市場・夏狩湧水群一帯の湧水源地や水路、洗い場・水汲み場等を、暮らしに溶け込む水辺の景観として維持・保全し、有効活用を図ります。 <p>■水と河川への住民意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の整備に当たっては、計画段階から市民との協働に努めながら、市民に親しまれる河川整備を行うとともに、景観まちづくり活動への関心や理解を深めます。 ・市民・市民活動グループ等と連携を図りながら水や水辺に対する啓発活動を推進するほか、河川清掃の実施等、本市のシンボルである河川の美化活動を推進・充実を図ります。 ・小学校等と連携して、都留市宝の山ふれあいの里における自然体験活動や自然塾等、河川を活用して自然環境について考える体験学習の場の整備を推進します。 <p>■水源涵養と水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な水質や水量を守るために、国や県等と連携を図りながら水源地や涵養林の保全、動植物の生息環境の維持・保全に努めます。 ・河川の水質を向上させるため、下水道の整備や未接続の解消、合併処理浄化槽の設置を推進します。

● 景観整備の方針図

